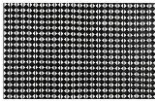
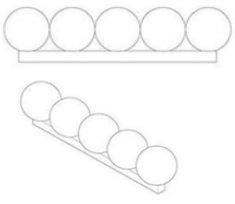


令和8年1月31日発行の審決公報		* 詳細は審決公報をご確認ください。		
【第49号】				(無断転載禁止)

【拒絶】識別力なし

審判番号	本件商標	類	適用条文	要旨
不服2023-021997	数値限定発明. com	41	3-1-6.	「(インターネット上で情報発信やセミナーなどを提供する)数値限定発明に関するウェブサイト」を認識させるにすぎず、上記役務の内容や特性を簡潔に表したものである。
不服2025-001800	治験の窓口	35	3-1-6.	「全体として「治験に関する事務を行う部署又は担当者」ほどの意味合いを容易に認識させる。
異議2023-900214	モルック	28,41	3-1-3,6,4-1-7	フィンランド発祥の投てき競技の名称を認識し、その商品が当該「モルック」という投てき競技に使用する商品又は内容とする役務であることを理解するにとどまる。

【登録】識別力あり

不服2025-006792		5	3-1-3.	文字部分が商品の品質を表示するものとして理解、認識されるものであるとしても、本願図形部分の構成上の特徴を鑑みれば、全体として、識別力がある。
不服2025-011040	クレーマーデータベース	35,42	3-1-3.	「クレーマーに関するデータベース」ほどの意味合いが理解され得るものであるとしても、その意味合いは漠然としており、役務の質を具体的に表示、記述しているとはいえない。
不服2025-007491		9	3-1-4.	単なる姓氏である「久保田」を認識させるというよりは、むしろ、その特徴的な書体から、請求人の取扱いに係る商品「清酒」に使用して著名な「久保田」を認識させるとみるのが相当である。
不服2023-016337		18	3-1-6.	その柄が、「モザイコ」(MOSAICO)柄として、請求人ブランドの特徴ある柄・アイコンとして広く掲載された事実が認められる
不服2023-016869		14	3-2, 3-1-3.	本願商標は、請求人による長年にわたる使用の結果、請求人の使用商品が備える独特な商品形状として、相当程度認知され、請求人に係る出所識別標識たり得る特徴として、広く認識されるに至っていると認められ、商標法第3条第2項の要件を具備する。

【拒絶】類似

審判番号	本件商標 用商標	引 類	適用条文	要旨
不服2024-004185	新世界ジーンズ	25	4-1-11号	「ジーンズ」は、識別力がないか弱く、本願商標中、要部の「新世界」より、「シンセカイ」の称呼、「新しい世界」ほどの観念を生じるから、引用商標「新世界」とは、類似商標である。
	新世界			
異議2024-900196	コレステン	5	4-1-11号	「コレステン」と「コレスティン」をそれぞれ一連に称呼したときは、その語調、語感が極めて近似したものとなり、互いに聞き誤るおそれが十分にあるものというべきである。
	CHOLESTIN コレスティン			

【登録】非類似

審判番号	本件商標 用商標	引 類	適用条文	要旨
不服2025-013883	 KIRARI	33	4-1-11号	「Kirari」の欧文字部分のみが商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りない。
	きらり			
不服2025-011559	PaPiTile	19	4-1-11号	「PaPiTile」の構成文字全体をもって、一体のものとして認識される。
	PaPi			
不服2025-013724	ラッキークッキー	30	4-1-11号	本願商標は、構成全体をもって一体不可分のものとして認識、把握され、取引されるとみるのが自然。
	ラッキー LUCKY			
不服2025-004617	絆結	14	4-1-11号	「絆結」は既成語とは認められず、各漢字の読み方で「キズナユイ」又は「キズナムスビ」ほどの称呼が生じる。
	絆結 HANYU			
不服2025-011958	ecole	19	4-1-11号 商品非類似	第19類「 <u>道路舗装用の加熱混合式アスファルト混合物</u> 」と「 <u>合成建築専用材料</u> 、 <u>ゴム製・しっくい</u> 、 <u>石灰製の建築用又は構築用材料</u> 」は、非類似商品である。
	ÉCOLE エコール			

